

学会員の皆様への最終警告

大御本尊を捨てる者の果報は頭破七分です!

平成二十一年に、池田大作が突然、姿を消してから六年間、これまで一度たりとも池田が歩く姿や、肉声が会員の耳目に触れたことはありません。池田の写真や状況からして、もはや、自力で立つことも歩くこともできず、まともな会話もできない状態ゆえ、人前に出てこれないことが窺われます。実際は、頭破七分した、生ける屍であることは間違いない、この池田の真前の姿こそ「本門戒壇の大御本尊」を捨てた果報なのです。



創価学会ついに 本門戒壇の大御本尊と訣別

重大な教義変更

創価学会の皆さん、平成二十六年十一月八日付『聖教新聞』に、極めて重大な記事が載ったのを承知されているでしょうか。

それは、創価学会の「教義条項」を変更し、これまで八十余年間にわたって「大聖人出世の本懐」としてきた「弘安二年十月十二日の本門戒壇の大御本尊」への信仰を否定するものでした。



大謗法が極まった 創価学会

学会では「大御本尊を否定などしていいない、受持の対象としないだけ

一日も早く学会と訣別し 大御本尊のもとへ戻ろう!

邪宗教は時代によって 『根本』が変わる

学会は「時代状況が変わっているのに、過去の指導が現在にもあてはまるといふのなら、学会を賞賛した過去の歴代法主の発言は、現在にもあてはまると認めるか」とすりかえています。おおよそ、個人や団体の在り方に対する評価が時と共に変わろうとしても、信仰の根本となる本尊については、いかに時代状況が変わっても不変でなくてはならない。根本となる本尊が時代状況によって変わるのを「邪宗教」といふのです。



創価学会の根本中の根本

「日蓮正宗創価学会の根本中の根本は、一閻浮提總与の本門戒壇の大御本尊であることとはいうまでもない。」(『広布と人生を語る』第一巻)

「根本中の根本は、本門戒壇の大御本尊であられる。その大御本尊と日蓮大聖人以来の血脈を代々受け継がれる御法主上人がおいでになり、七百年にわたる伝統法義が厳然とある。」(『広布と人生を語る』第六巻)

「信心とは、本門戒壇の大御本尊を信ずることである。総本山を中心とすることが根本であり、御法主上人猊下お一人が仏法の師でいらっしゃる。」(『広布と人生を語る』第三巻)

弘安二年の大御本尊

「弘安二年の御本尊は、本門戒壇の大御本尊と申し上げ、日蓮大聖人が出世の本懐

として、弘安二年十月十二日に御凶顕になられたのであります。『聖人御難事』に余は二十七年にして出世の本懐を遂げると仰せあそばされています。

日寛上人は、大御本尊について「就中弘安二年の本門戒壇の御本尊は、究竟中の究竟、本懐の中の本懐なり。」(『観心本尊抄文段』)といわれています。(戸田会長『聖教新聞』昭和二十七年六月十日)

「三大秘法総在の御本尊こそ、弘安二年十月十二日ご凶顕の本門戒壇の大御本尊である。」(『観心本尊抄』の池田会長講義)

大御本尊の御書写・分身

「御本仏日蓮大聖人は、本門戒壇の大御本尊として総本山大石寺の正本堂にましまして、そして、法灯連綿の御法主上人のお力によって分身散体されて全世界の各寺院、各会館に、おのおのの家庭に厳然とましますのであります。」

『大白蓮華』昭和五十三年)

「弘安二年十月十二日出世の本懐として大御本尊を顕され(中略)『分身散体』の意義に照らして、弘安二年の大御本尊を書写した御本尊を正しい信心で受持することはそのまま大御本尊の受持になります。」(『聖教新聞』平成十四年三月三十日付)

「本門戒壇の大御本尊を根本として、血脈付法の歴代の御法主上人が大御本尊を御書写になり、御下附くださったのが、私達の家々に御安置申し上げている御本尊です。」(『大白蓮華』昭和五十四年)

受持しないことが謗法

「御本尊が大聖人の御真筆であつても、大御本尊に直結しなければ何の功德もないのである。したがって、富士大石寺の大御本尊を拝まない者はすべて謗法である。」(『折伏教典』各論・第三巻)

「だ」と弁明しますが「受持の対象としない」ということは、信じ行ずる対象としない、という意味です。

日蓮大聖人は『戒体即身成仏義』の中で「法華経流布の国に生まれて、信ぜず行ぜざるも即ち謗なり」と仰せられ、大御本尊を信じ行じないことが、誹謗背反することになると示されています。

ゆえに「弘安二年の御本尊は受持の対象にはいたしません」との発表は、大御本尊に真向から誹謗背反することを宣言した発言であり、それに従う人々は墮地獄の業因を刻むこととなるのです。

弘安2年の「本門戒壇の大御本尊」を信じてきた 創価学会員の皆様へ！

学会の妄説

御本尊は全て同じであり、弘安二年の大御本尊だけを特別視する方がおかしい。

本門戒壇に安置されるべき特別な御本尊

弘安二年の大御本尊は、日蓮大聖人が『聖人御難事』において出世の本懐と示された御本尊です。

その意義は、広宣流布の暁に建立される、一切衆生の信仰の中心地たる本門戒壇に安置されるべき、特別な御本尊です。

な御本尊であり（ゆえに大聖人が御在世に顕わされた百二十数幅の御本尊のうち、弘安二年十月十二日に顕わされた御本尊の脇書にのみ「本門戒壇」の文字が認められている）

よって、この弘安二年十月十二日の御本尊こそ、本門戒壇に安置すべき大御本尊であることが明らかであり、『三



大秘法抄』に示されるとおり、一閻浮提の人々が懺悔滅罪を祈るべき、あらゆる御本尊の「総体」にして「根本」の御本尊なのです。

創価学会では、何としてもは、何ともしない。もし本気でこれを否定したいのなら、弘安二年十月十二日の大御本尊以外に、大聖人が「本門戒壇に安置すべし」と指定された御本尊を出すべきです。

しかし、そのような御本尊は他に全く存在しません。前の『阿仏房御書』では、出世の本懐を御本尊であると明言され、その上でさらに「余は二十七年（に）出世の本懐を遂ぐる」なりと示されたのですから、**数多の御本尊の中でも弘安二年に、本懐中の本懐といふべき、大御本尊が建立あそばされていることは明らかです。**



大御本尊との訣別を表明した平成二十六年十一月八日付『聖教新聞』

学会の妄説

御書には、弘安二年の御本尊が「出世の本懐」である、とは書かれていない。

文永十二年の『阿仏房御書』には、

「あまりにありがたく候へば宝塔をかきあらはしまいらせ候ぞ。（中略）出世の本懐とはこれなり」と仰せられ、「宝塔」すなわち曼荼羅御本尊をもって「出世の本懐」とされています。

さらに、弘安二年十月一日の『聖人御難事』には、

「此の法門申しはじめて今に二十七年、弘安二年太歳己卯なり。仏は四十年、天台大師は三十余年、伝教大師は二十余年に、出世の本懐を遂げ給ふ。其の中の大難申す計りなし。先々に申すが如し。余は二十七年なり」と仰せられて、立宗より二十七年目（弘安二年）に出世の本懐を遂げると

「此の法門申しはじめて今に二十七年、弘安二年太歳己卯なり。仏は四十年、天台大師は三十余年、伝教大師は二十余年に、出世の本懐を遂げ給ふ。其の中の大難申す計りなし。先々に申すが如し。余は二十七年なり」と仰せられて、立宗より二十七年目（弘安二年）に出世の本懐を遂げると

「此の法門申しはじめて今に二十七年、弘安二年太歳己卯なり。仏は四十年、天台大師は三十余年、伝教大師は二十余年に、出世の本懐を遂げ給ふ。其の中の大難申す計りなし。先々に申すが如し。余は二十七年なり」と仰せられて、立宗より二十七年目（弘安二年）に出世の本懐を遂げると

学会の妄説

大聖人の御本尊は、すべて等しく「本門の本尊」である。「本門の本尊」に題目を唱える場がそのまま「本門の戒壇」となる。

すべての本尊を等しく「本門の本尊」というなら、身延や池上にある大聖人直筆の本尊も、その複製の本尊も、全て等しく「本門の本尊」であることになりま

す。このような本尊観を立て

学会の妄説

『受持の対象としない』といつても、実際に拝む対象としないだけで、大御本尊を否定はしていない。

「受」とはこれまで信じていなかった御本尊への信仰を受け入れ「持」とはその信仰を持続する、という意味です。

ゆえに「受持の対象としない」ということは、本門戒壇の大御本尊を信ずるのを止め、かつて持（たも）ってきた信仰を退転したということに他なりません。『戒体即身成仏義』に

学会の妄説

家の御本尊を拜んで功德を戴いているのだから、大御本尊を信仰しなくても大丈夫だ。

大御本尊は、一閻浮提総体の御本尊であり、大御本尊に対すれば、他の個人等に与えられた御本尊は、大御本尊の分身に他なりませんので、大御本尊から離れたら、その存在意義も功德も無くなります。

学会の『折伏教典』にも「御本尊が大聖人の御真筆であつても、大御本尊に直結しなければ何の功德もないのである。」と説明されています。



が参詣して懺悔滅罪を祈るべき大道場である、ということを明らかにされています。

場所はない」とする戒壇論についても、日蓮大聖人の御教示とは大違いです。大聖人は『三大秘法抄』に、本門の戒壇とは「靈山浄土に似たらん最勝の地」に建立され、やがて広宣流布が成つた時には、そこに「一閻浮提（全世界）の人」

「国主此の法を立てらるれば、富士山に本門寺の戒壇を建立せらるべきなり。時を待つべきのみ。事の戒法と謂ふは是なり」と、富士山麓に「本門の戒壇」を建立すべきことを明示されているのです。

学会の妄説

創価学会の根本の大御本尊は、大誓堂に安置された「学会常住御本尊」である。

「学会常住の御本尊」を書写し、下附されたのは、大石寺の第六十四世日昇上人です。

また日昇上人が「書写」されたのは、創価学会のいう「根本の法である南無妙法蓮華経」ではなく、弘安

二年の大御本尊ですから、「学会常住御本尊」は本体に対すれば「写本」にあたる御本尊です。

よって「書写」された「写本」にあたる学会常住御本尊は、根本の大御本尊たり得ません。



大御本尊が御安置されている 絵本山大石寺 奉安堂